

# 安保法制の与党合意—際限なき拡大に反対する

朝日新聞 2015年3月21日(土)

自民、公明両党による与党協議がきのう、安保法制の基本方針を正式合意した。

日本の安保政策を根底から組み替えるような内容だ。

少人数の与党議員が集まって1カ月余り。驚くばかりのスピードである。4月の統一地方選への影響を避け、安倍首相の訪米に間に合わせるため、結論を急いだのだろう。はじめに日程ありきの印象は否めない。

昨年7月の閣議決定で、安倍政権は歴代内閣の憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使容認に踏み切った。日本の存立が脅かされるなど一定の要件に合致すれば、他国への武力攻撃に対して自衛隊が武力で反撃できるようにする。その法制化に向けて、与党が大きな一歩を踏み出したことになる。

集団的自衛権の問題だけではない。これまで自衛隊は海外の紛争に一定の距離をとり、抑制的な対応をとってきた。合意はその縛りを解き、世界規模の派遣拡大に道を開く内容だ。

底流には、米軍の負担を自衛隊が肩代わりする際限のない拡大志向がある。

断じて、容認できない。

## ■無理を重ねた末に

米軍への協力のグローバル化は「日本と極東の平和と安全の維持」という日米安保条約の目的から逸脱する恐れがある。

安保法制の柱の一つである周辺事態法は、事実上の地理的制約を課してきたが、与党は「周辺」を抜く改正をはかる。

「極東条項」と呼ばれる安保条約6条は、かねて自衛隊の対米支援の実態との整合性が問われてきた。本来なら条約の改定が必要になるが、外務省は「政治的なコストが高い」と拡大解釈を重ねてきた。

憲法の制約も安保条約の枠も踏み越えて、政府与党はどこまで米軍協力を拡大するつもりなのか。そこが不明確である限り不安が解消されることはない。

今春にも改定される「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)は、それを示す日米の政策合意となる。

だが、そのための日米交渉で奇妙な事態が起きている。

新ガイドラインには集団的自衛権の行使容認に伴う武力行使の新3要件を明記するが、

日本政府の働きかけで「集団的自衛権」という言葉を書き込まない方向になっているのだ。

米国が「自分たちと同じことを日本ができるようになった」と誤解しないようにするという。国内では「集団的自衛権の行使を容認した」としながら、米国には「あなたのいう集団的自衛権ではない」。憲法解釈の無理な変更が生み出した、ひずみと言うほかない。

#### ■イラク戦争の反省は

根拠があいまいなまま自衛隊員を戦地に送り出すことは許されない。

思い起こされるのは、12年前のきのう開戦したイラク戦争である。「大量破壊兵器がある」という米国を、日本は支持し、特別措置法を成立させて自衛隊を派遣した。

大量破壊兵器は発見されなかった。米国情報をうのみにして追従したとの批判は免れない。誤った戦争に加担した経過も、いまだ検証されていない。しかも今度は特別措置法ではなく、いつでも派遣できる恒久法をめざしている。

与党合意では自衛隊派遣の歯止めとして「国会の事前承認を基本とする」とされた。それは当然としても、実効性が保たれるか、はなはだ疑わしい。特定秘密保護法が施行された今、国民や国会議員に十分な判断材料が示される保証はない。

イラク戦争のときは武力行使を明確に容認する国連安保理決議もなかった。国際社会が結束せず、国民の幅広い理解が得られないような状況での自衛隊派遣は、禍根を残すことになりかねない。

#### ■抑止力強化の限界

安倍首相が強調するのは「抑止力」という言葉である。それによって「国民の命と幸せな暮らしを守っていく」という。

しかし、抑止力の強化だけが日本の平和を守るための方策なのだろうか。

中国の軍事的な脅威に備える必要はあろう。とって世界規模の米軍支援に踏み出すとなると、話は違ってくる。

抑止力への傾斜が過ぎれば反作用も出る。脅威自体を減らし紛争を回避する努力が先になされなければならない。

安全保障は軍事だけでは成り立たない。自衛隊ができることにも限りがある。国際テロ対策にいたっては、抑止力がきかない難題でもある。

肝要なのは、憲法と日米安保条約を両立させながら、近隣諸国との安定した関係構築をはかることだ。国際社会の懸念を招かないよう、成熟した外交姿勢が求められる。

戦後日本が培ってきた平和国家のブランドを失いかねない道に踏み込むことが、ほんと

うに日本の平和を守ることになるのか。考え直すべきだ。

## 安保法制の与党合意 どんな国にしたいのか

毎日新聞 2015年03月21日

新たな安全保障法制の整備を検討してきた自民、公明両党の協議が決着した。両党は法整備の具体的な方向性をまとめた共同文書に正式に合意し、政府は法案化作業に入る。

新たな法制では、日本が攻撃されていなくても、米軍や他国軍への自衛隊による支援が地球規模で可能になる。これまでのように個別の案件に応じて法整備をするのではなく、どんな事態にも対応できる「切れ目のない法整備」をあらかじめしておくことで、一定の要件を満たせば、政府の判断でいつでもどこでも自衛隊を海外に派遣できるようになる。

◇まずは将来像の共有を

与党が合意した一連の法整備は、集団的自衛権の行使容認など昨年7月の閣議決定内容を具体化したものだ。実現すれば、自衛隊の海外での活動は際限なく拡大しかねない。これだけの大きな政策転換をするのであれば、大前提として日本が国際社会の中でどんな国として生きていくのかという骨太の議論がなされなければならない。それは日本のグランドデザインを描くことである。

しかし、政府の説明は「いかなる事態でも国民の命と暮らしを守り抜く」「積極的平和主義のもと国際社会に積極的に貢献する」という程度にとどまっている。

協議の焦点となった周辺事態法の抜本改正は、地理的制約を廃止し、政府が「日本の平和と安全に重要な影響を与える事態」と認定すれば、地球上のどこでも米軍や他国軍に対し自衛隊による後方支援ができるようにするものだ。協議では、公明党が事態の概念が広すぎると異を唱え、類型や典型例を示すよう求めた場面があった。だが結局、何も示されず、うやむやのまま合意した。

自衛隊による他国軍への後方支援をめぐるのは、日本の平和と安全を目的とする周辺事態法の抜本改正と、国際社会の平和と安全を目的とする恒久法の制定が合意された。

政府はこの二つの後方支援法で何をしようとしているのだろう。現行の周辺事態法は朝鮮半島有事や台湾海峡有事を想定しており、抜本改正をするということは、それらを超えた活動を想定していることになる。

それは突き詰めれば、東シナ海、南シナ海から、インド洋、中東に通じる日本のシーレーン（海上交通路）で自衛隊の活動を拡大し、米軍との一体化を進め、豪州軍などとの安全保障協力も強化し、抑止力を高めることを意味する。

南シナ海では、中国が海洋権益をめぐるベトナムやフィリピンと争っている。中東では、かつてイランがホルムズ海峡の封鎖に言及したことがあり、最近ではイスラム過激派組織「イスラム国」（IS）によるテロの拡散が脅威になっている。

# 自公安保合意 切れ目ない危機対処が重要だ

読売新聞 2015年03月21日

## ◆平和確保へ自衛隊の活動広げよ

日本と世界の平和の維持に向けて、様々な事態に切れ目のない対処を可能にするうえで、大きな意義を持つだろう。

自民、公明両党が、新たな安全保障法制整備の「具体的な方向性」に合意した。集団的自衛権の行使容認、自衛隊の海外派遣の恒久法制定など、5分野で自衛隊の活動を拡大する。

4月中旬に与党協議を再開し、関連法案の内容を詰める。政府は5月に法案を国会に提出し、今国会中の成立を目指す方針だ。

## ◆高めたい同盟の抑止力

自衛隊の活動拡大に慎重な公明党に配慮し、法案作成時まで結論を先送りした論点も複数ある。だが、自公両党が歩み寄り、包括的な安保法制の骨格をまとめたことを高く評価したい。

安保法制の内容は、4月下旬に策定する新たな日米防衛協力の指針（ガイドライン）に反映される。集団的自衛権の行使容認や、米軍への後方支援の拡充は、日米同盟を強化し、抑止力を高めよう。

中国の急速な軍備増強や一方的な海洋進出、北朝鮮の核・ミサイル開発、国際テロの脅威など、日本の安保環境の悪化に対応するのに有効である。

危機が発生する度に特別措置法を制定して自衛隊を海外派遣する手法をとらず、恒久法を制定することは、機動的で効果的な部隊運用を可能にする。

自衛隊は、法律が定める活動しか実施できない。その点が、禁止された活動以外は原則可能な普通の軍隊と決定的に違う。それだけに、対処の選択肢を極力多く確保しておくことが欠かせない。

与党合意は、自衛隊の国際活動のうち、後方支援は恒久法と周辺事態法改正案で、人道復興支援は国連平和維持活動（PKO）協力法改正案で規定するとした。

周辺事態の地理的制約を外し、後方支援を可能にするのは適切である。海上交通路（シーレーン）での危機など、日本から離れた場所でも、日本の安全に重要な影響を与える事態は起き得る。

## ◆後方支援を限定するな

疑問なのは、与党合意が後方支援を、根拠となる国連安全保障理事会の決議や関連決議

がある場合に限定したことである。政府・自民党が、自衛隊の行動に「国際法上の正当性」という歯止めを求める公明党に譲歩したためだ。

決議がなくても、他国軍への補給・輸送支援などが必要となる事態はあり得よう。人道復興支援と同様に、国際機関や地域機関の要請などで後方支援を行う余地を残すよう再調整すべきだ。

後方支援と人道復興支援について与党合意は、「国会の事前承認を基本とする」と定めた。公明党は「事前承認以外は認めるべきでない」と主張しており、自衛隊派遣後の国会承認を容認するかどうかは、引き続き検討する。

国会が閉会中などで、事前承認が得にくい状況も想定し、事後承認も可能にしておきたい。

後方支援の課題は、憲法が禁じる「他国軍の武力行使との一体化」に抵触しないようにすることだ。この点で、昨年7月の政府見解は、戦闘現場以外での支援が原則可能なことを明確にしている。

「テロとの戦い」におけるインド洋での給油活動が国際社会で高く評価されたように、後方支援は重要な国際貢献になる。自衛隊が海外で実績を重ね、国民の理解も着実に広がってきた。

日本が世界平和構築の一翼を担える法制にする必要がある。

平時でも有事でもない「グレーゾーン事態」では、米軍に加え、米国以外の他国軍の艦船などの防護に関しても、「我が国の防衛に資する活動」などを条件に認める方向となった。適切な判断だ。

日米同盟は日本防衛の根幹であるが、自衛隊は近年、豪州軍など、米軍以外とも共同訓練を実施し、行動を共にする機会が増加している。より多くの国と多角的で重層的な安保協力を強化することが、日本の安全を確実にしよう。

#### ◆多角的な防衛協力に

このほか、現行法では周辺事態に限定されている船舶検査を、平時も実施する。海外で邦人が人質になった場合、受け入れ国の同意などを条件に、自衛隊による輸送に加え、救出を可能にする。

こうした内容も安保法制に盛り込む方向で検討している。

無論、いずれも、実施には厳しい要件がつく。その事態の蓋然性が高いわけでもない。

しかし、そうした法制の整備によって、自衛隊が新たな訓練を実施し、他国との連携や情報共有を拡充できる。自衛隊の対処能力の向上につながる事が大切だ。

## 安保法制整備にはなお宿題が山積みだ

日経新聞 2015/3/21

ひとまず輪郭は描けたが、完成品ができるまでには、なお多くの宿題がある。自民、公明両党が合意した新たな安全保障法制の骨格をひとことで表現すれば、こんな評価になるだろう。

集団的自衛権を行使できるようにする。危機が起きたとき、自衛隊が米国などに提供できる後方支援の幅を広げる。国連平和維持活動（PKO）などへの貢献を増やす――。新法制の柱は主にこの3つだ。実現すれば、戦後の安保政策の大きな転換点になる。

日本が他国と助け合って平和と安全を守っていくうえで、新法制の方向性は妥当といえる。

だが、これまでの作業で、重要な課題も浮かび上がった。ひとつは、これほど大事な法制にもかかわらず、世論の支持がいっこうに広がっていないことだ。主な世論調査をみると、集団的自衛権を使えるようにする法制への支持は、なお過半数に達していない。

理由のひとつは自民と公明による綱引きの末、法案がとても複雑な構造になったことだ。後方支援だけでも、日本の安全に重要な影響が及びかねない事態に際し、米軍などを支援する周辺事態法の抜本改正と、それ以外のケースを対象とする恒久法の2つがある。

与党の国会議員の一部からも「何が、どう変わるのか、まだよく分からない」との声が聞こえる。国民の幅広い支持がなければ、安保政策は成り立たない。政府・与党はもっと説明を尽くすべきだ。

もうひとつの課題は、自衛隊派遣の可否を判断する基準と歯止めだ。自公合意では、あいまいな部分が少なくない。

その一例が、集団的自衛権を行使できる基準をどう法律で定めるかだ。政府は日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される「明白な危険がある」ことなどを要件とする考えだ。だが、公明党は「他に適当な手段がない」との要件も加えるよう求めており、明確に合意したわけではない。

周辺事態法の抜本改正では、支援の対象を米軍以外に広げることでは合意したが、その範囲は明確ではない。恒久法に基づく後方支援をめぐることも、国会の事前承認をどこまで厳密に義務付けるか、あいまいさが残る。

派遣に過度のしほりを設ければ、危機に対処しづらくなる。だが、明確な歯止めも不可欠だ。このバランスに十分配慮しつつ、さらに法案の細部を詰めてほしい。

## 保法制与党合意 「専守」変質を憂う

東京新聞 2015年3月21日

安全保障法制整備に関する与党合意は、自衛隊による海外活動の大幅拡大に道を開く。

戦後日本が貫いてきた専守防衛政策を変質させる危うい一歩だ。

国民の命と財産、平穏な暮らしを守り抜くことは、国民の負託を受けた政府の使命であり、万一、それらを脅かすものがあれば、断固として排除するのは当然だ。

しかし、攻撃を受けなければ反撃せず、ましてや他国同士の戦争に参戦して海外で武力の行使はしない。そうした「専守防衛」は、日本国民だけで三百十万人の犠牲を出した先の大戦の反省に基づく国際的な宣言であり、戦後日本の生き方そのものでもある。

#### ◆揺らぐ平和国家理念

安倍晋三首相は国会答弁で「日本国憲法の基本理念である平和主義は今後とも守り抜く。平和国家としての歩みは、より確固たるものにしなければならない。わが国防衛の基本方針である専守防衛には何ら変更はない」と強調する。

ただ、一連の与党協議で示された政府方針を見ると、専守防衛に何ら変更がないとは、とても言いきれないと危惧せざるを得ない。

まずは集団的自衛権の行使だ。

政府は昨年七月に閣議決定した「新三要件」に基づき、日本と密接な関係にある他国が攻撃され、日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある「新事態」（仮称）では首相が自衛隊に防衛出動を命令できるよう改める方針を示した。

しかし、どんな事態が該当するのかは、必ずしも明確でない。

首相は「わが国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況」と説明し、邦人輸送中の米軍船舶の防護や中東・ホルムズ海峡での機雷除去などを例示するが、現実性や切迫性がどこまであるのか。

#### ◆政府の裁量が大きく

日本への攻撃が明らかな場合に行使する個別的自衛権と違い、集団的自衛権行使の要件を満たすかどうかは結局、政府の裁量に委ねられる部分が多い。

個別的自衛権と同様、集団的自衛権の行使も国会の事前承認を必要とするが、「原則」とのただし書きが付いており、国会での承認抜きで行使できる余地を残す。

戦後貫いてきた専守防衛の根本的な転換となる際、その是非を国会で議論しない可能性を残してよいのか。それほど低いハードルで政府が一貫して否定してきた集団的自衛権を行使していいのか。

このような重大な政策変更は本来、憲法改正を発議し、国民の判断に委ねるべきであり、一内閣の憲法解釈変更で変えられるようなものではない。再考を促したい。

専守防衛から逸脱する可能性は集団的自衛権に限らない。

与党協議では、国際社会の平和と安全のために活動する他国軍を支援するための一般法（恒久法）を検討することでも合意した。

事態が起こるたびに対応してきた従来の「特別措置法方式」とは異なり、政府は自らの裁量で自衛隊を派遣できることになる。

公明党の主張に応じ、他国軍支援に当たり、憲法違反となる「武力の行使との一体化」を防ぐ枠組みを設定するよう求めている。

しかし、安倍内閣はすでに海外での自衛隊活動を「後方地域」や「非戦闘地域」に限る制限を撤廃し、「現に戦闘行為を行っている現場」でなければ他国軍を支援できるよう活動地域を拡大した。

戦闘の現場は刻々と変わるのが戦場の現実だ。隣接地域で後方支援すれば、武力行使との一体化は避けられまい。戦闘に巻き込まれて応戦し、本格的な交戦に至る危険性も否定できない。

そうした状況が生じて、専守防衛の理念に揺るぎはない、と胸を張って言い切れるだろうか。

朝鮮半島有事などを想定した周辺事態法から地理的な制約を撤廃し、支援対象も米軍に限定しないという。武力の行使に当たらなければ、自衛隊は世界中で、どんな活動もできるといえるのだろうか。

国際社会の平和と安定のために積極貢献すべきだが、軍事でなく民生支援に力点を置くべきだ。それを地道に続けてこそ、平和国家の土台を固めることができる。

#### ◆際限なき拡大に不安

内閣府の世論調査では、自衛隊の国際平和協力活動について「現状の取り組みを維持すべきだ」と答えた人は三年前から4・1ポイント増の65・4%、「これまで以上に積極的に取り組むべきだ」との回答は2・2ポイント減の25・9%だった。自衛隊活動が際限なく広がることへの不安が表れている。

安倍政権は二回の衆院選で続けて与党三分の二以上の多数を得たが、政府の憲法解釈を勝手に変えることができるような全権をも与えられたわけではあるまい。首相は憲法を重んじ、国民の心情と真摯（しんし）に向き合うべきである。

## 与党安保合意文書

### 「戦争立法」の危険ごまかせぬ



しんぶん赤旗 2015年3月21日(土)

自民・公明の与党は、集団的自衛権行使容認などを柱にした「閣議決定」に基づく「戦争立法」の「具体的な方向性」について正式合意しました。合意文書は、自衛隊の海外活動について「国際法上の正当性」や「自衛隊員の安全の確保」といった「方針」を盛り込み、あたかも「歯止め」を設けたかのように装っています。しかし、いずれの「方針」も、「海外で戦争する国」づくりを推し進める「戦争立法」の危険な本質を少しも変えるものではありません。

## 国際法違反の戦争参加

「戦争立法」の重大問題の一つは、米国が世界のどこであれ戦争に乗り出せば、自衛隊が従来活動を禁止されてきた「戦闘地域」まで行って軍事支援をすることです。与党合意では、▽「日本の平和と安全に重要な影響を与える事態」で活動する米軍などを支援するために「周辺事態法」を改定する▽「国際社会の平和と安全のため」に活動する米軍などを支援するために新法（海外派兵恒久法）を制定する—という二本立てで進めていくことを決めました。

与党合意は、海外派兵恒久法について、「国際法上の正当性」にかかわり、「国連決議に基づくものであること又は関連する国連決議があること」を要件にするとしています。しかし、それが何の「歯止め」にもならないことは、2003年の米国によるイラク戦争とそれに対する自民・公明両党の態度をみれば明らかです。

イラク戦争は、米国に武力行使の権限を与えた国連決議がないのに強行された国際法違反の侵略戦争でした。ところが、米国は、湾岸戦争（1991年）の国連決議などを持ち出して自分に都合よく不当にねじ曲げて解釈し、「国連決議に合致した行動」などと主張しました。この無法な戦争を支持・容認したのが、自民・公明両党です。イラク侵略戦争のような戦争であっても、自衛隊が軍事支援を行う危険は明白です。

しかも、「周辺事態法」の改定では、国連決議は要件になっていません。「日本の平和と安全に重要な影響を与える」という口実さえ付ければ、無条件に米軍などへの支援が可能になります。

「自衛隊員の安全の確保」も何ら保証はありません。

これまで海外で米軍などに軍事支援を行う自衛隊の活動範囲は「活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる」地域（非戦闘地域）とされてきました。ところが、政府が与党に示した資料では、自衛隊の活動場所やその近くで戦闘行為が発生したり、発生することが予測されたりする地域にまで拡大しています。

「搜索救助」については戦闘行為が発生しても「継続が許容される」としています。「安全確保」どころか、自衛隊員が「戦地」に派遣され、「殺し、殺される」危険がいよいよ現実のものになります。

死傷者を出す活動まで

与党合意は、「国連が統括しない安全確保活動」にも参加し、任務遂行のための武器使用も可能にしようとしています。多数の死傷者を出したアフガニスタンの国際治安支援部隊（ISAF）のような場合でも参加し、治安維持活動を行おうというものです。

危険な「戦争立法」の法案化作業は直ちに中止すべきです。